\_\_\_\_\_\_

### ◎開会の宣告

○議長(松崎 勲君) 本日は、公私ご多忙の中ご参集をいただき、誠にありがとうございます。 ただいまから平成23年第4回長南町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時48分)

# ◎開議の宣告

○議長(松﨑 勲君) 本日の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

○議長(松崎 勲君) 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

\_\_\_\_\_

# ◎会議録署名議員の指名

○議長(松崎 勲君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

9番 丸 島 な か 君

11番 石 井 正 己 君

を指名します。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎会期日程等の議会運営について

○議長(松﨑 勲君) 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、丸敏光君。

〔議会運営委員長 丸 敏光君登壇〕

○議会運営委員長(丸 敏光君) 議員の皆様、ご苦労さまでございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営の報告をいたします。

本委員会は、本日9時より委員会を開催し、平成23年第4回臨時会の議会運営について協議・検討をいたしました。

本臨時会に付議される事件は、条例の一部改正が1件、議題とされます。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日29日の1日にすることに決定をいたしました。

詳細の日程等については、お手元に配付いたしました平成23年第4回長南町議会臨時会の日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(松﨑 勲君) これで議会運営委員長の報告は終わりました。

#### ◎会期の決定

○議長(松崎 勲君) 日程第3、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(松﨑 勲君) 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日29日の1日と決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_

## ◎諸般の報告

○議長(松崎 勲君) 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長からは議案1件の送付があり、これを受理したので報告します。

なお、受理した議案については、お手元に配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成23年8月分、9月分、10月分の例月出納検査結果並びに議長等が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告は終わります。

\_\_\_\_\_

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松崎 勲君) 日程第5、議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する 条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長(藤見昌弘君) 皆さん、おはようございます。

提案理由を申し上げる前に、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、平成23年第4回臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様方にはご多用の中ご出席をいただき、 厚く御礼申し上げます。

また、この秋開催いたしました長南フェスティバルをはじめ各種イベントにご参加いただき、いずれも盛会 裏に終了いたしました。これもひとえに議員各位のご協力のたまものと改めてお礼を申し上げます。

さて、今年も昨年同様に厳しい経済・雇用情勢が民間給与に反映されたことを受けて、公務員と民間の給与 比較においては、公務員の月例給が民間を上回っていることが明らかとなりました。これに基づき、人事院で は月例給について給料表の引き下げ改定を行う勧告を行いましたが、国家公務員の総人件費を引き上げる給与 削減法案を優先させ、異例の人事院勧告を見送ることといたしております。

しかし、千葉県においては、千葉県人事委員会の勧告を受け、11月末の県議会において給与条例の改正が予定されております。本町といたしましても、県人事委員会の勧告に準じて改定することといたしましたが、こ

の実施に当たっては基準日が12月1日であるために、その前に改正後の条例を公布する必要がありますので、 臨時議会をお願いしたところでございます。

なお、この条例改正に伴う各会計の人件費補正につきましてはそれぞれの会計で減額するところでございま すので、12月7日開催予定の第4回定例議会に提案させていただきます。

詳細につきましては担当室長から説明されますので、よろしくご審議をいただきまして、ご可決くださいますようお願い申し上げ、ごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○議長(松崎 勲君) これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

総務室長、田邉功一君。

## 〔総務室長 田邉功一君登壇〕

○総務室長(田邉功一君) ただいま町長から提案理由がございましたので、早速、議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部改正について、内容の説明をさせていただきます。

2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

初めに、第1条でございますが、一般職職員の給料表を改めさせていただくもので、別表1は3ページから 5ページまででございます。これは、行政職給料表1表に当たりまして、一般職の職員全員に適用する給料表で、職員一人一人がいずれかの号給に該当しておりまして、今回の改正では比較的高齢層の職員が在職する号給に重点を置きまして引き下げるものでございます。

別表2は6ページから9ページまであります。こちらにつきましては、行政職給料表2表に当たりまして、 これは比較的簡単な作業を行う労務職を対象とした給料表の改正になりまして、現在この給料表の適用者はおりませんけれども、1表とあわせて改めさせていただくものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

3行目でございますが、次に第2条では、平成18年度に一般職の給与条例を改正させていただきましたが、その附則第7項を今回改正させていただくものでございまして、現給保障者の基礎となる額「100分の99.59」を「100分の99.19」に改めさせていただくものでございますが、この基礎額は先ほど町長からの提案理由にもありましたように官民格差によって、一昨年、昨年度と引き下げを行い、本年度におきましても昨年度引き下げた率100分の99.59から一定率の0.4%の引き下げをお願いするものでございます。

また、ここに現給保障と申し上げましたが、国が平成18年度に給与構造改革の給与制度を抜本的に改革するとして国家公務員の給料表を、平均4.8%の引き下げを行い、その際、現在受けている給料を保障するという制度を設け、今までの給料表と新しい給料表、新給料表に差額が生じますので、この差額分を保障するというものでございまして、町も国・県に準じて実施してまいりまして差額分を支給していることから、実質給料が減額されていたわけではございませんでした。しかし、この基礎額を官民格差等によりまして減額をさせていただくものでございます。

附則といたしまして、次の3項を加えさせていただきますが、施行期日を平成23年12月1日から施行させていただくものでございます。

次に、2項でございますけれども、平成23年12月に支給する期末手当に関する措置でございまして、改正後

に算定されます期末手当の額から、4月にさかのぼって給料、期末・勤勉手当等の調整額を減額させていただくものでございまして、10ページの下から10行目でございますが、(1)第1号では平成23年4月から11月までの8カ月間分で、11ページをちょっとごらんいただきたいと思いますが、11ページに表がございますけれども、この表以外の職員、これを減額改定対象職員といいますけれども、給料、管理職手当等、合計額に100分の0.37を乗じた額を減額するものでございます。したがいまして、この11ページの表に該当する職員は改正前と同額であることから、減額対象とはならないものでございます。例を申し上げますと、減額対象の一番番若い人で47歳の職員がございまして、この表の中段の5級欄をごらんいただきたいと思いますけれども、5級は1級から85号給まで存在しますけれども、そのうち1号給から36号級までは改正前と同額ですが、その若い職員は5級38号給でございますので、減額対象となるものでございます。

次に、この表の下でございますけれども、第2号では今年の6月に支給した期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額を調整額として減額させていただくものでございます。

第3項では、規則への委任規定で、この条例に関し必要な事項は、町長が定めるとさせていただくものでございます。

なお、今回の改正をお願いするに当たりまして、減額対象職員は、職員133名中48名が対象でございます。 大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願いをいたします。

○議長(松﨑 勲君) これで、議案第1号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時25分を予定しております。

(午前10時07分)

○議長(松﨑 勲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時24分)

○議長(松﨑 勲君) これから議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条

質疑ありませんか。

例の制定についての質疑を行います。

3番、森川剛典君。

○3番(森川剛典君) 私ども議員の中には新人の方が多くて、こういう給料表については聞いたことがございませんので、教えていただく意味で、もう少し詳しく答弁を求めたいと思います。

町職員の給与水準、国とか県とか近隣町村、そういう規模に対してどの程度の額をいただいているのか。 あと、給料表、それのもととなる給料表は、どのような形でどれを使っているのか。

基本的には、やはり県のほうから引き下げということで一律ということですので、賛成はいたしていきたい と思いますが、その辺についてはそういうものをわかった後で同意をしていきたいと思いますので、説明を求 めさせていただきます。よろしくお願いします。

- ○議長(松﨑 勲君) 総務課長、西野秀樹君。
- ○総務課長(西野秀樹君) お答えしたいと思います。

町の給与水準というご質問でございますけれども、町の給与水準をあらわす指数といたしまして、ラスパイレス指数というものがございます。これは、国家公務員の給与とどのくらい、国家公務員の給与を100とした場合、その自治体の給与がどのくらいかというものを示す指数でございますけれども、長南町といたしましては93.5でございます。

近隣がどうなっているのかというお話でございましたけれども、近隣で申し上げますと、お隣の長柄町さんは96.4、それから長生村さんでは94.1、白子町さんでは95.1、睦沢町さんでは94.3、一宮町さんでは90.7というような状況となっております。

給料表の関係でございますけれども、実はこの近隣市町村はすべて同じ給料表を使っております。そこで、 じゃなぜラスパイレスにこういった差が出るのかと申し上げますと、実は給料表は使っているんですが、職員 の格付、例えば初任給、最初に高校卒あるいは大学卒で入った職員の格付は大体同じなんですけれども、それ 以降、例えば1級から2級に昇給するためには、例えば長南町の場合は4年間必要なんですけれども、睦沢町 さんだとか長柄町さんだとか、その辺は3年で2級に昇格ができるとか、あるいは民間の方が長南町に入って きた場合、その民間の方の格付をどうするかという部分があるんですけれども、睦沢町さんだとか長柄町さん の場合は格付表で100分100だとか100分の80というような決まりがございます。

長南町にもそういう決まりがございますけれども、うちのほうのこの書き方といたしましては、100分の100 以下、100分の80以下ということで、その以下の部分のどこで格付しても規則上は問題ないということで、通 常うちのほうですと60%、70%の格付をさせてもらっているのが常でございます。そういたしますと、まずそ ういったところでも給料での格差が生まれてしまうというようなこととなっております。

この辺につきましては、いろいろと検討しなきゃいけない課題でございますけれども、職員全体にかかわる 問題でございますので、なかなかその辺が進んでいかないというような状況となっております。

以上でございます。

- ○議長(松﨑 勲君) 3番、森川剛典君。
- ○3番(森川剛典君) ありがとうございました。よくわかりました。同じ給料表を使ってそういう格差が出るということで、行政ですから多少なりとも予算の執行に関して、その町村の執行比率というんでしょうか、財政の規模とか財政がいいところとか差はあるんでしょうけれども、横並びでお願いをしていると、特に下回ると職員の士気が落ちると思いますので、また民間の方も優秀な方もいらっしゃると思いますので、その辺の比率も後で考えていただきたいと思います。

わかりました。どうもありがとうございました。

- ○議長(松﨑 勲君) 11番、石井正己君。
- ○11番(石井正己君) 細かいことを二、三伺いたいと思います。

まず、職員の初任給は、大・高でいいですから、何級の何号俸を採用しているのか。

それから、今4年と言いましたけれども、次にその人が4年たって上るところはどの号俸になっていくのか。 それを、初任給から主事、主事補、それから係長、それから今度係長の次は主査補、主査、それから主幹、それから室長、課長、これは大体どの辺の表を使っているのか教えてもらえますか。その人が今までの給料よりもどのくらい下がるのか、各号俸ごとに教えてもらいたい。いいですか。細かくて恐縮ですが。一番皆さんが 知りたいと思っていることだと思います。例えば、40の人が何等の何号俸をもらっていて、47歳でしたっけ、 今回は。何等の何号俸をもらっていて、今まで例えば35万なら35万、35万のものが34万何千円とかというふう になるんですよと、そこまで教えてもらいたい。お願いします。

- ○議長(松﨑 勲君) 総務室長、田邉功一君。
- ○総務室長(田邉功一君) それでは、初任給の関係につきまして説明させていただきます。

一般職で高校卒業者につきましては1 級 5 号給でございまして、14 $\pi$ 100円になります。短大ですと1 級 13 号給で14 $\pi$ 9,800円、大卒になりますと1 級 25 号給で17 $\pi$ 2,200円でございます。今年また保育士とか保健師等も来年採用するわけでございますけれども、保育士につきましては1 級 13 号給、14 $\pi$ 9,800円、保健師につきましては1 数 14 $\pi$ 9,800円、14 $\pi$ 9,800円でございます。これは保育士、保健師につきましては資格要件がございますので、一般職より高い、異なるということで、なお、初任給等につきましては14 $\pi$ 9,800円、14 $\pi$ 9,800円、14 $\pi$ 9,800円、14 $\pi$ 9,800円、14 $\pi$ 9,800円、14 $\pi$ 9,800円でございます。

それから、昇格の関係でございますけれども、高卒の場合は1級を7年間実施しまして、2級につきましては5年間で3級に上がる。また、3級から4級につきましては、6年間ということで4級に上がれます。それ以上になりますと係長職以上でございますので、町長または当人によりまして、人によりけりで昇格をしていくということでございます。先ほど説明した47歳の職員で下がる金額につきましては、500円でございます。

金額を申し上げますと、旧の給料表が36万5,600円で、新しい給料表が36万5,100円でございますので、500円の減ということで、率にいたしますと0.14%の減でございます。5級の38号給です。よろしくお願いいたします。

○議長(松﨑 勲君) ほかに。

1番、大倉正幸君。

- ○1番(大倉正幸君) 今回のこの改正によりまして、町の予算としては支出が年間幾ら減るかとかいう試算は されているのかどうかお伺いしたいと思います。
- ○議長(松﨑 勲君) 総務課長、西野秀樹君。
- ○総務課長(西野秀樹君) 特別会計を含めまして、約150万ぐらいの減額となります。 以上です。
- ○議長(松﨑 勲君) ほかに。

4番、小幡安信君。

○4番(小幡安信君) 私も勉強のために少しお聞きしたいと思いますが、人事院勧告、9月30日に出されたのが基本になっていると思いますが、そのときの引き下げ幅は0.23%というふうに私とすれば聞いているんですが、今回0.32%引き下げという形で、この数字の差額というのはどこから来ているのかということをお聞きしたいということと、その人事院勧告においては、もっと大きな課題といたしまして、定年年齢の引き上げをも勧告されていると思うんですが、これについては長南町ではどのように対応するのか。

それから、給与の高い低いの問題でいえば、一般的に、私たちが接する町民が、ちょっと高いじゃないか、低いじゃないかという言い方をするわけですけれども、民間給与との比較という形で国のほうでは出されておりますけれども、地方自治という観点からすれば、長南町における民間人の給与と比較して長南町職員の給与が高いのか低いのか、そういう観点での給与の出し方というものもあると思うんですが、2点目ですね。

もう一点につきましては、今回当然賛成で、これが通ると思いますけれども、これが通った場合に、じゃ特別職の給与はどうするんだというようなことが聞かれるかと思うんですが、それについてはどのように答えたらいいのか。

以上、お願いいたします。

- ○議長(松﨑 勲君) 総務課長、西野秀樹君。
- ○総務課長(西野秀樹君) それぞれお答えしたいと思いますが、まず国の人事院勧告の0.23%、それから千葉県人事委員会では0.27%、そして長南町の場合は0.41というお話をさせていただいているわけですけれども、それぞれそれはどういうことかというと、その対象となる人の平均をとりますので、国の場合、例えば規模が全然違いますから、影響を受ける給料の高い人あるいは500円ぐらいの人を含めまして、全体での下がり幅が0.23%。県においては、千葉県の県職員の部分での平均でいきますので0.27%。長南町の場合、先ほども室長のほうから説明があったと思うんですが、影響を受ける人数というのは全体で48人でございますので、その48人の平均を見ますと国とか県とかの基準よりは高くなってしまうということで、ご了解をいただきたいと思います。

続いて、定年の関係でございますが、定年につきましては、やはりこれは県のほうからも説明会などがされておりまして、25年度から3年に1歳ずつ段階的に引き上げていって、平成37年度には65歳を定年にしなさいよというような基準が県のほうから示されております。したがいまして、25年あたりになりますと定年を1歳上げるというふうなあり方での条例改正をさせていただくことになろうかと思います。

続いてもう一点、町民が高いとか低いとかというようなところで、長南町としての基準というか引き下げ幅を考えないかというようなお話だったと思うんですが、長南町みたいな小規模な自治体には人事委員会というのがございません。したがいまして、こういった人事委員会を持っていないところは、千葉県だとかそういったものの基準に合わせて勧告を受けなさいよというのが決まりとなっておりますので、長南町において、長南町の企業の中での部分で官民格差がどのくらいあるかという部分においては、調査はしておりません。

特別職への影響の問題でございますが、今回の場合は給料表の削減、減額というところで、特別職の方々については、それぞれ幾らというような金額が決まっておりますので、そこの部分での条例改正には至っておりません。ましてや、今回の場合、ボーナスに影響するような、今回ボーナスの率を引き下げるということではございませんので、特別職のほうの条例のほうの改正には至らなかったというようなことで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(松﨑 勲君) 4番、小幡安信君。
- ○4番(小幡安信君) では、町長さんがその特別職の給料のことについては、一番かかわりがあるといいます か、特別職報酬審議会というものをつくって決めるんだと思いますけれども、町長さんのほうでそういう審議 会をつくる予定があるかどうかお聞きしたい。
- ○議長(松﨑 勲君) 町長、藤見昌弘君。
- ○町長(藤見昌弘君) 特別職とは、町長だけじゃない、議員さんもそうです、みんな同じなんですけれども、 私どもがあるいは、私どもというのは議員さんも指していますから、特別職のものは条例規定です。これは職

員のこの表で言っていますが、月額幾らとかというふうに我々や議員さんも決まっています。その条例改正を必要としますので、審議会というものは、下げる場合、上げる場合、いずれも開いて決定を見て議会に提案をするわけでございます。そういった仕組みにはなっております。

ただ、今ここでおっしゃっているものは、民間と比較してと、給与か一般職の場合は、じゃ我々あるいは議員さんにしても、民間に比較してというようなことは今までかつてございません。

そういったことで、じゃこれは一体どうなるんだということで、郡内でも7つ郡市でありますけれども、茂原市さんなんかはたしか今20じゃきかないと思いますね、パーセントにして、条例規定をしています。もちろん審議会もある。郡内でも何人か、選挙で、公約でやっている人がいます。削って減額をしている。これは、もちろん審議会を通して議会の議決をいただいているわけでございます。あるいは一方、1つの自治体、郡内でも議会が提案して町長の給料を幾らにするということでやっているところもございます。この辺はまちまちです。

県内を見ますと、町村の大きいところの大網白里町だけが私どもよりも、私どもがたしか今78万かな、79万 弱だと思いますが、82万ぐらいが町村では最高です。あとは大体同じで。

ただ、私はお世話になったときから、職員も上げるとき、我々も上げるべきだということを非常に主張してきています。上げても条例規定で減額すればいいんです。給与、報酬というものは、そのときそのとき、物の上がっているペースで上げていくのが本当だと、私はそう思っている。でも、これは議員さんも同じなんですが、記憶でちょっとあれですけれども、平成8年から上がっていないと思います。報酬は変わっていないと思います。職員は、それからも何年となしに上がって、ここに来てちょっと3年目ですか、下がっていますけれども、ずっと上がっていますから。そのとき、私どももやっぱり、議会はもちろんですけれども、上げるべきだと、上げて減額規定をして減額すべきだということでしたんですが、大体そのときから、私どもが主張したときには、正直なところ、どこどこが選挙だからやめようと、この次選挙終わった人が上げようということで、みんなが7人なら7人がやっぱり歩調を合わせてやろうという気持ちがありますから、そういったことで一緒に提案できなかったと。

これが、現在は先ほど言ったように、議会からの提案で減額になっているところ、あるいは選挙公約でやっておるところ、いろいろまちまちです。ただ、私と同じのは、あるいは議会も同じですけれども、たしか山手3町は全部今のところ同じだと思います。

そういったことで、審議会をつくるつくらないということよりも、現時点では特別職のそういったものを改 正するような考え方を持っておらないということで、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(松﨑 勲君) 4番、小幡安信君。
- ○4番(小幡安信君) じゃ給料の細かい金額がわからないということなので、私のほうから教えます。

インターネットで簡単に調べられるんですけれども、長南町、長柄町が、町長さんが78万8,000円で、議員につきましては、長柄町が21万4,000円、長南町は21万3,000円。その議員の報酬につきましては、6町村横並びであります。ちょっと1,000円長柄町のほうが高いですけれども。ただ、町長の報酬は残念ながら横並びではありませんで、長生村、白子町、睦沢町が70万9,000円になります。長柄町は同じですけれども、あと一宮町が63万円ということになりまして、長南町、長柄町が高い、ほかが安いということで、個人的には町の、先

ほども申し上げましたように、町全体がどう思うか、町の町民がどう思うかということで、差があってももちろん私はいいとは思うんですけれども、この現在の差が、議員は横並びであるにもかかわらず、そのほかの町長、副町長もちょっと差があるんですけれども、差があるということにつきましては、町長さんとしては、先ほどおっしゃられましたように、選挙のときに下げる公約で出た者もいるし、議会のほうから引き下げの勧告があったということで引き下げているところもあるということですけれども、私といたしましては、議員が横並びであるならば、町長も当然横並びであってもいいのではないかと思うんですが。

その1点お願いします。

- ○議長(松﨑 勲君) 町長、藤見昌弘君。
- ○町長(藤見昌弘君) 今のおっしゃっている中で、議会の勧告というのがある。これはわかりやすく言います と、長生村なんですけれども、勧告じゃない、議会が提案して議決しているんです。ですから、皆さんが私の 給料を議決してくれれば、それが決まりなんです。はっきり言って。ですから、私が提案する気持ちもないし。 ただ、長生村は選挙のとき約束があったわけですが、それを実行しないということで議会が提案してやったことなんですから。これはよその議会のことですから。

それとあとは、みんな選挙公約でやっています。私は選挙でそういう公約もしていません。ですから、高いとか安いとかじゃなくして、私がいただいているものは当然であると。高いとか安いとかは考えておりません。 そういったことで、自分の報酬というものは適切であるというふうに考えております。

以上です。

○議長(松﨑 勲君) ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○議長(松﨑 勲君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(松﨑 勲君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを 採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(松﨑 勲君) 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

## ◎閉会の宣告

○議長(松﨑 勲君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本臨時会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(松﨑 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

会議を閉じます。

平成23年第4回長南町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。また、ありがとうございました。

(午前10時51分)